

「証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会」(第2回)議事要旨

【開催日時】 平成13年8月10日(金) 午前9時30分～11時55分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 ○ 証券保管振替機関の株式会社化の検討について

- (1) 経営の基本方針
- (2) 業務範囲・内容等の概要
- (3) 資本金等

【議事要旨】

- 事務局より、証券保管振替機関の株式会社化に係る各検討項目の内容について説明を行った。併せて、過去2回開催されたシェルパ会議(7月19日、8月3日開催)における主な意見、論点整理について説明を行い、審議した結果、以下の内容について概ね合意が得られた。

項目	主な内容
1. 経営の基本方針 (1) 経営の基本方針	<p>次の諸点に留意しつつ、安全性、効率性及び利便性の高い証券決済インフラを提供することにより、証券市場の機能向上に寄与し、もって国際競争力の強化を通じ、国民経済の発展に資することを、経営の基本方針とする。</p> <p>株主たる参加者による直接的なガバナンスを通じて、投資者を含めた証券保管振替制度の各利用者のニーズを踏まえた事業運営を行う。</p> <p>世界の証券決済制度のベスト・プラクティスを常に念頭に置き、国際的に通用する機能を有することができるよう、既存業務の改善と新規事業の展開に迅速かつ柔軟に取り組む姿勢を持つ。</p> <p>保管振替機関の行う業務は証券市場の重要な基盤であるとの認識のもと、ディスクロージャーを積極的に行い、公共性・公益性を維持した透明な事業運営に努める。</p> <p>常に、より証券決済リスクが低くかつ一層低廉なコストでのサービスの提供を目指す。</p>
(2) 財務運営の基本方針	<p>原則として収支均衡で運営することとするが、新規業務への迅速な対応、運営の弾力性の確保の観点から、超過収入の取扱いについては、取締役会がその都度判断できることとする。</p>

<p>2. 業務の範囲・内容等</p>	<p>対象商品はすべての有価証券を対象とするが、現実的な対応として、今後具体化されたものから順次拡大していく。</p> <p>兼業業務は、今後予定されている決済照合、DVP、CBの元金支払い代理業務を当面の対象とし、以降は新しい法律の整備状況などを踏まえて順次検討していく。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券代行業務、元金支払業務などは出資者の本体の業務と競合するとの指摘があり、そうした主体に対する影響を配慮しつつ、コンセンサスを得たものを取り扱うこととするが、将来的に必要なときのために業務範囲は自由度を有する弾力的なものとする。
<p>3. 資本金等</p> <p>(1) 資本の額等</p> <p>(2) 出資者の範囲</p> <p>(3) 出資比率</p> <p>(4) 特定者の支配排除</p>	<p>財務の健全性の観点から、新会社の業務の基礎的インフラとなるシステム投資額に対する自己資本をどの程度にするかについては、今後さらに幅広い議論を踏まえた上で最終的に決定する。</p> <p>資本の額の半分を資本金とする。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、収支均衡の基本方針の下、新規業務との関係で資本をどのタイミングで集めるか、また、事業計画や投資者保護のための各種枠組みなどを含め、さらに幅広い観点から議論を行い最終的に決定する。 <p>出資者は利用者を基本とする。なお、設立当初の出資者は直接的な利用者である証券会社、銀行等とするが、新規業務との兼合いで投資信託委託会社も対象とすること、さらには広い意味での制度利用者である発行会社等から将来的には出資を募ることも想定される。</p> <p>設立当初の出資比率については、原則として、現在の利用度合いに応じた出資を定め、一定期間毎に見直しを行うこととする。</p> <p>利用者に出資を強制することはしない。</p> <p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用度合いについては、実際には手数料が最も納得を得られる基準となると考えられるが、何をもちいて利用度合いとするかについては、今後十分議論することとする。 <p>特定少数者による影響を排除するため、出資比率について、一定の制限を設けることとし、一般利用者は原則5%を上限とする。また、持株会社は、独禁法の考え方に準じる方向を原則とする。</p> <p>証券取引所や証券業協会等については、その公共的・公益的性格に鑑み、また、出資に応じない利用者の受皿としての機能も期待されるため、制約を設けないこととする。ただし、株主総会の特別決議との関係から、原則として、発行済株式総数の3分の1を超えないものとする。</p>

<p>(5) 出資に対するインセンティブ</p>	<p>(検討の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所等は、株式会社化したとしても法律上で公益性・公共性が確保されていると考えられるので、一概に営利会社という位置付けにしないこととし、資本金が集まらなかったときの出資を確保するための予防措置的な役割を期待することとする。 <p>配当を行うとともに、出資の額に応じて手数料を割り引く方式、又はインセンティブとなりうる配当を行う方式のいずれかを採用することとし、今後さらに検討することとする。</p>
--------------------------	--

【今後の予定】

次回会合はシェルパ会議において資料等を整備し、9月初め頃に開催することとした。

以 上

問い合わせ先

日本証券業協会 市場部

TEL : 03-3667-8516、3667-8456

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

(参 考)

証券保管振替機関の株式会社化に関する専門部会

平成13年8月21日

座 長	中井加明三	(野 村 証 券 常 務 取 締 役)
委 員	石谷厚志	(大阪証券取引所 経営企画本部 企画グループ サブ・リーダー)
"	井上俊雄	(リーマン・ブラザーズ証券 株式業務部 課長)
"	角田 博	(経済団体連合会 経 済 本 部 長)
"	神作裕之	(学 習 院 大 学 法 学 部 教 授)
"	北村伸司	(野 村 証 券 決 済 部 長)
"	小村芳明	(富 士 銀 行 決 済 事 業 企 画 部 調 査 役)
"	坂本龍平	(オ リ ッ ク ス 財 務 部 資 本 市 場 チーム ウィズプレジデント)
"	佐藤 徹	(三 菱 信 託 銀 行 受 託 財 産 企 画 部 統 括 マネージャー)
"	清水寿二	(東 京 証 券 取 引 所 決 済 管 理 部 長)
"	鈴木啓介	(三 和 銀 行 市 場 国 際 部 調 査 役)
"	住田俊治	(野村アセットマネジメント 総 合 企 画 室 長)
"	高島 治	(農 林 中 央 金 庫 市 場 業 務 管 理 部 部 長 代 理)
"	塚田正康	(東 京 三 菱 証 券 企 画 部 部 長)
"	椿 康男	(明 治 生 命 保 険 運 用 管 理 部 証 券 事 務 課 長)
"	寺田尚之	(日 本 証 券 業 協 会 店 頭 市 場 本 部 店 頭 市 場 部 課 長)
"	直井 昇	(日興ソロン・スミス・ハートニ-証券 国 際 業 務 部 株 式 受 渡 課 ファーストウィズプレジデント)
"	並木道男	(横 浜 銀 行 総 合 企 画 部 次 長)
"	林 茂	(三 井 住 友 銀 行 事 務 統 括 部 決 済 事 業 室 上 席 推 進 役)
"	淵崎正弘	(大和証券エスエムビ-シー 業 務 部 部 長)
"	本間正徳	(殖 産 銀 行 東 京 事 務 所 副 長)
"	牧 忠司	(東 京 三 菱 銀 行 GSB 部 決 済 企 画 室 調 査 役)
"	榎本正道	(信 金 中 央 金 庫 市 場 事 務 部 次 長)
"	八木 均	(証 券 保 管 振 替 機 構 企 画 部 部 長)
"	山田 智	(モルガン・スタンレー-証券 株 式 管 理 部 ウィズプレジデント)
"	山成由起	(つ ば さ 証 券 経 営 企 画 部 副 部 長)
オブザーバー	戸塚 靖	(金 融 庁 総 務 企 画 局 市 場 課 証 券 決 済 法 令 整 備 準 備 室 課 長 補 佐)
"	野口宣大	(法 務 省 民 事 局 商 事 課 局 付 検 事)
"	坂本哲也	(日 本 銀 行 信 用 機 構 室 調 査 役)

(注) 印は幹事

*モルガン・スタンレー・ティーン・ウィッター証券は平成13年8月6日付で、モルガン・スタンレー証券会社に商号変更

*三菱信託銀行は平成13年8月22日付で、下牧政文氏より委員変更

以上30名

(敬称略・順不同)